

平成18年加美町議会第1回定例会会議録第3号

平成18年3月15日(水曜日)

出席議員(19名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
4番	一條光君	5番	吉岡博道君
6番	門脇幸悦君	7番	下山孝雄君
8番	沼田雄哉君	9番	工藤清悦君
10番	三浦英典君	11番	佐藤善一君
12番	近藤義次君	13番	佐藤澄男君
14番	福島久義君	15番	尾形勝君
16番	高橋源吉君	17番	一條寛君
18番	星義之佑君	19番	猪股信俊君
20番	米澤秋男君		

欠席議員 なし

欠 員(1名)

説明のため出席した者

町	長	星	明朗君
助	役	清野	健一君
収	入	堀川	勇逸君
総	務	今野	正晴君
課	長	佐々木	幸輝君
危機管理監兼	室長	早坂	仁君
企画財政課	長	猪股	雄一君
町民課	長	古内	公雄君
税務課	長	早坂	宏也君
農林課	長	大類	恭一君
森林整備対策	室長		

商工観光課長 やくらい高原温泉	伊藤 東 君
保養センター所長	早坂 忠幸 君
建設課長	板垣 政義 君
保健福祉課長	柳川 文俊 君
上下水道課長	二瓶 悟 君
会計課長	佐藤 勇悦 君
小野田支所長	小松 信一 君
宮崎支所長	岩淵 浩弥 君
総務課長補佐	吉田 恵 君
教 育 長	伊藤 善一郎 君
教 育 次 長	森田 善孝 君
教育総務課長	竹中 直昭 君
生涯学習課長	星 秀吾 君
体育振興課長	三浦 又英 君
農業委員会会長	兔原 伸一 君
農業委員会事務局長	川熊 忠男 君
代表監査委員	引地 田路子 君
監査委員書記	佐藤 鉄郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	澤口 信 君
副参事兼議事調査係長	鈴木 茂 君
主 事	伊藤 一衛 君
主 事	千葉 美智子 君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第43号 平成18年度加美町一般会計予算
- 第 3 議案第44号 平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

- 第 4 議案第 4 5 号 平成 1 8 年度加美町老人保健特別会計予算
 - 第 5 議案第 4 6 号 平成 1 8 年度加美町介護保険特別会計予算
 - 第 6 議案第 4 7 号 平成 1 8 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
 - 第 7 議案第 4 8 号 平成 1 8 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
 - 第 8 議案第 4 9 号 平成 1 8 年度加美町霊園事業特別会計予算
 - 第 9 議案第 5 0 号 平成 1 8 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
 - 第 1 0 議案第 5 1 号 平成 1 8 年度加美町下水道事業特別会計予算
 - 第 1 1 議案第 5 2 号 平成 1 8 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
 - 第 1 2 議案第 5 3 号 平成 1 8 年度加美町工業用地造成事業特別会計予算
 - 第 1 3 議案第 5 4 号 平成 1 8 年度加美町水道事業会計予算
 - 第 1 4 議案第 5 5 号 町道路線の認定について
 - 第 1 5 議案第 5 6 号 加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の特例を定める条例について
 - 第 1 6 議案第 5 7 号 加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
の特例を定める条例について
 - 第 1 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第 1 8 所管事務調査の結果報告について
 - 第 1 9 所管事務調査の中間報告について
 - 第 2 0 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 0 まで

午後3時00分 開議

議長（米澤秋男君） 皆さん、本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、13番佐藤澄男君、14番福島久義君を指名いたします。

日程第2 議案第43号 平成18年度加美町一般会計予算

第3 議案第44号 平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

第4 議案第45号 平成18年度加美町老人保健特別会計予算

第5 議案第46号 平成18年度加美町介護保険特別会計予算

第6 議案第47号 平成18年度加美町介護サービス事業特別会計予算

第7 議案第48号 平成18年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

第8 議案第49号 平成18年度加美町霊園事業特別会計予算

第9 議案第50号 平成18年度加美町営駐車場事業特別会計予算

第10 議案第51号 平成18年度加美町下水道事業特別会計予算

第11 議案第52号 平成18年度加美町浄化槽事業特別会計予算

第12 議案第53号 平成18年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算

第13 議案第54号 平成18年度加美町水道事業会計予算

議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第2、議案第43号平成18年度加美町一般会計予

算、日程第3、議案第44号平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第45号平成18年度加美町老人保健特別会計予算、日程第5、議案第46号平成18年度加美町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第47号平成18年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第7、議案第48号平成18年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第8、議案第49号平成18年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第9、議案第50号平成18年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第10、議案第51号平成18年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第11、議案第52号平成18年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第12、議案第53号平成18年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、日程第13、議案第54

号平成18年度加美町水道事業会計予算、以上12件はいずれも平成18年度当初予算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第43号から日程第13、議案第54号までを一括議題とすることに決しました。

議案第43号から議案第54号までは、平成18年度予算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長近藤義次君、御登壇願います。

〔予算審査特別委員長 近藤義次君 登壇〕

予算審査特別委員長（近藤義次君） 報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議案第43号平成18年度加美町一般会計予算、原案可決であります。

議案第44号平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第45号平成18年度加美町老人保健特別会計予算、原案可決であります。

議案第46号平成18年度加美町介護保険特別会計予算、原案可決であります。

議案第47号平成18年度加美町介護サービス事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第48号平成18年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、原案可決であります。

議案第49号平成18年度加美町霊園事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第50号平成18年度加美町営駐車場事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第51号平成18年度加美町下水道事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第52号平成18年度加美町浄化槽事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第53号平成18年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第54号平成18年度加美町水道事業会計予算、原案可決であります。

以上のとおり報告申し上げます。

議長（米澤秋男君） 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思いますので、質疑を省略して、直ちに討論を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を省略して、直ちに討論を行うことに決し

ました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許可します。（「なし」の声あり）ございませんか。

次に、原案の賛成者の討論を許可いたします。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 賛成討論をするものであります。

18年度一般会計 129億 5,500万円並びに特別会計を含めると 230億円になんなんとする予算であります。そのうち、特別会計への一般会計の繰入金11億 9,000万円がありますので、いろいろ各部門に一般会計から繰り入れをし、事業の運営を円滑なものにしているわけであります。人口1人当たり80万円、そしてまた、1戸当たり 280万円のお金を使いながら町民の生活の安定、そして、福祉の向上に星町長を主体として職員一同努力していただくわけであります。

ただいまでいろいろと計画ができ上がっているわけであります。総合基本計画、環境の計画、あるいは国土の計画、今年度に入りまして行政改革の問題が計画され、実現に向けて18年度とり行われるわけであります。人づくりができ上がり、いよいよ星町長実現の年に入るわけであります。計画ばかりできて実現ができなければ何にもならないわけであります。星町長の政治姿勢であります「老人には安らぎを、働く壮年には楽しい家庭を、そして、若い青少年には夢と希望」という星町長の政治姿勢、これをもって 129億円の予算の執行がなされるわけであります。

予算の内容を調べてみますときに、福祉のために非常な金が費やされているわけであります。民生費 21億円、衛生費 9億 8,000万円、国民健康保険特別会計26億円、老人会計29億円、介護保険関係16億円の金、総じて福祉衛生関係に 103億円の金が費やされているわけであります。全予算の約半分であります。今加美町の老人 7,769人ということで28.1%になっているわけであります。

老人対策の一方で、子供たちの問題もあるわけでございます。1歳から9歳まで 2,000人しかいないわけであります。70代が 4,000人いるわけであります。そういうようなギャップの中で、高齢化社会を迎える中で、今後の子供の対策にも十分な配慮が必要になってくるわけであります。その辺についての対策、あるいは福祉関係の新しい法令にのっとり福祉行政。少ない人員の中でやり遂げなければならないわけでございます。来年再来年になりますと、また20人以上の方々が退職をするわけであります。ここ10年間で 100人の方々が退職し、その4分1の方々が入ってくるというような人員を減らす中で行政を行わなければならない。そして、新しい法律が出てくる中で、それを執行しなければならないということに非常に努力を願わなければならないわけであります。

今、日本は財政緊縮の中で加美町一つとっても交付金が減らされているわけであります。前年度の予算に比べても合併時 180億円の当初予算であったわけであります。少なくとも50億円の予算が現実に一

般会計の中で減っているわけであります。それは、高福祉低負担という星町長のスローガンの合併の地ならしのためにすべて投入した結果だと思っております。

今後は、今まで以上に介護保険なり健康保険も上がるわけでありますから、町民各位に理解をいただきながら、星町長を中心としてなお一層の行政への努力をお願いして、賛成討論とするものであります。議員各位の御支持をお願いして終わります。

議長（米澤秋男君） 次に、原案に反対者の討論を許可します。（「なし」の声あり）

次に、原案の賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）討論しと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第43号平成18年度加美町一般会計予算を採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成18年度加美町老人保健特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成18年度加美町介護保険特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成18年度加美町介護サービス事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成18年度加美郡介護認定審査会特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成18年度加美町霊園事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成18年度加美町営駐車場事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成18年度加美町下水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起

立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成18年度加美町浄化槽事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成18年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成18年度加美町水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第55号 町道路線の認定について

議長（米澤秋男君） 日程第14、議案第55号町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第55号町道路線の認定について説明申し上げます。

本案件は中新田地区の一本杉1号線 105メートル、一本杉2号線95メートル、一本杉3号線60メートル及び熊野堂裏山崎線 120メートルの整備済みの公道、生活道であります。4路線 380メートルと、宮崎地区の改良整備路線小泉南線 155メートルを町道に認定するものであります。

お手元に資料を差し上げておりますので、参考にしていただきたく思います。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時45分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第56号 加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例について

議長（米澤秋男君） 日程第15、議案第56号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第56号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例について説明申し上げます。

本案件は町長、助役、収入役の給料について、平成18年4月分給料に限り、町長は10%、助役、収入役は5%減額して支給するための条例を定めるものであります。

その理由は、教育委員会事務局施設において平成17年4月分と5月分の給食費4万4,000円が紛失し、教育委員会では加美警察署に紛失被害届を出して調査を行っていましたが、この2月に職員の窃取によるものであることが判明し、3月6日付で地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号並びに加

美町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第4条に基づき、当該職員に停職6カ月の懲戒処分を行ったことから、職員を監督する立場の責任を痛感し、給料の減額を行うものであります。

なお、当該職員は全額を弁済し、3月7日付で退職をいたしております。また、当時の所属長に対し、減給1カ月10%、同補佐等職2人に訓告と文書厳重注意をそれぞれ行っており、今後再びこのようなことがないように、綱紀を引き締めてまいりますことを申し添えます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番一條 光君。

4番（一條 光君） 被害届を出して、その取り調べの中での特定ということがなされて、今回に至ったんだというふうに思いますけれども、当人は退職届をされていると。取り調べの方は終わったのか、あるいはもっと進んで起訴等まで進む見込みがあるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） この事件につきましては、前に議会でこういう事件が発生して、警察の方にお願ひしたということをお報告してありました。この件につきましては、その後諸般の選挙等がありまして、警察の方の動きが停滞いたしまして、この2月から再調査をいたしました。その結果、当該職員がやりましたということをお自白いたしまして、なお証拠物件がある場所からこれが発見されて間違いないと確認できて、そして、その後も1週間ばかりいろいろ警察の方から取り調べを受けて、もう取り調べの方は終結しております。これが起訴になるかどうかというふうなことについてはまだ警察の方から確答を得ておりません。そういうふうな段階でございます。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 伺った節は、そういうまだ捜査の終結が見通し立っていない段階で退職届を受理したということのようですけれども、受理をしてしまうと、一定期間でその方は何ら制限されることなく退職をしたのと同じような取り扱いを主張できることになるんだとすれば、後で、仮定の話でありますけれども、起訴とかあるいは刑が確定した場合において、整合性を保つのが難しくなるんじゃないかというふうにも考えますけれども、この点についてどうお考えかお聞かせいただきます。

議長（米澤秋男君） 助役。

助役（清野健一君） 私の方から教育長にかわって答弁をいたします。

今一條 光議員の方から御質問のありました件ですが、町としては現時点におきます事実に基づい

て、懲戒処分審査会を開催し、その結論を町長に御報告申し上げ、教育委員会の依頼に応じてです、教育委員会所属の職員でございますので、教育委員会の依頼に応じて町長から懲戒処分審査会に問題提起がされまして、審査会として結論を出して、町長から教育委員会の方に報告をし、教育委員会として処分をした経過でございます。その審査会におけます判断といたしましては、警察の調査状況等も参考にしながら現時点における事実に基づいて処分を判断したということでございます。

今後の警察の方針としては、当然地方検察庁の方に書類送検がされるんだろうと思いますが、あとその段階でどのような判断がなされるかということになるうかと思っております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 私が懸念するのは、退職届を出す、そして受理されると、それから2週間を経してしまうとその方の権利は確定してしまう。つまり退職金等、あるいは何らかのものについては支給を受ける権利が発生してしまうという認識で私はおったわけですが、その後、例えば警察が軽微な罪であるから起訴するに値しないというのであれば、それはいいんですけども、もし、次の段階で起訴なり、あるいは裁判の過程を経て有罪が確定した場合、そういった部分に対して退職金は支給しないという町の取り決めがあるんだとすれば、その整合性がとれなくなるのではないかとということで質問したんで、この点についてお伺いをしたいわけです。

議長（米澤秋男君） 助役。

助役（清野健一君） 今具体的に退職金云々ということについて御質問がございました。本件の場合につきましては、退職手当組合が退職金の支給者となるわけですが、その規定におきまして、懲戒処分に関してはそのような刑事事件としての結論が出るまでの間保留という扱いになります。そして、支給できない事項に該当するような結論が出た場合は支給しないというような規定になっておりますので、その点については処分上、今ここでこのような処分をしたから支給するしないと即結論の出せるものではないということになっております。そのような取

り扱いになっておりますことを御理解いただきたいと思います。（「2週間を過ぎててもですか」の声あり）はい。（「大丈夫」の声あり）そうです。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第57号 加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例について

議長（米澤秋男君） 日程第16、議案第57号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第57号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例について説明を申し上げます。

本案件は、前議案同様職員の不祥事に関し、教育長の給料について平成18年4月分給料に限り5%減額して支給するための条例を定めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例についての採決を行います。

本件は原案のとおり可決することに決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、総務課長より議案の訂正がございますので、発言を許可いたします。総務課長。

総務課長（今野正晴君） 総務課長でございます。

次の案件であります諮問第1号につきまして、訂正方をお願いしたいと思います。一番下の大内洋子、加美町菜切谷字大柳13番地、次の生年月日ですけれども、昭和15年7月1日生まれとありますけれども、その生年月日を昭和20年6月24日に訂正お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（米澤秋男君） 日程第17、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は人権擁護委員として平成18年6月30日で任期満了となる二人の委員について引き続き委員として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるもので、両人も中新田地区の古内主子委員と大内洋子委員であります。任期は平成18年7月1日から平成21年6月30日までの3年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続に約3カ月を要するため、今議会に諮問したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき先例89により討論を省略いたします。

直ちに諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり古内主子さんを答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり答申することに決しました。

続いて、お諮りいたします。本件は原案のとおり大内洋子さんを答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり答申することに決しました。

日程第18 所管事務調査の結果報告について

議長（米澤秋男君） 日程第18、所管事務調査の結果報告についてを議題といたします。

総務建設常任委員長から調査結果報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長福島久義君、御登壇願います。

〔総務建設常任委員長 福島久義君 登壇〕

総務建設常任委員長（福島久義君） 総務建設常任委員会所管事務報告書

1. 調査事件

- 1) 行政改革の進捗状況について
- 2) 建設計画に基づいた事業推進について

2. 調査経過でございますが、第1回から第7回まで列記のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。1回から7回までは省略をさせていただきます。

次、7ページ。

3. 調査結果

- 1) 行財政改革の進捗状況について

加美町は総合的な地域づくり、まちづくり、住民サービスの維持・向上・行財政の効率を図りながらこれからの地方分権時代を生き抜くために、いかに行政基盤の強化を図っていくか、その手段として最大効果の行政改革と言われ合併いたしました。

しかし、合併の効果はすぐにあらわれないことや、本町の行財政を取り巻く環境は合併後にあっても厳しい状況が続き、さらなる改革を計画的に推進する必要がある。

このことから、本町においても国が示す行政改革の推進のための新たな指針に基づき、行政改革大綱の策定と、集中改革プランを平成17年度中に策定、公表するとスタートいたしましたところでもあります。

本町の行政改革大綱は、「加美町総合計画」を実現させていくことを目的に、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、効率的な行政組織への再構築を図り、町民福祉の増進や活力ある暮らしの実現のため、多様な行政課題にこたえられる行政の仕組みを整備するとして、三つの視点による意識改革を掲げ、七つの重点事項を定め、その実施に努めるとしているところでもあります。

計画期間は平成17年度から平成22年度までの6カ年とし、重点事項を達成するため実施計画を策定し、前期計画を平成17年度から平成19年度までの3カ年と、後期実施計画を平成20年度から平成22年度までの3年間とし、具体的な改革方針と経費削減など各種指標の目標値を設定している。その推進体制は、推進本部を中心に全職員が一丸となって取り組むとし、進行管理は毎年度終了後に進捗状況の検証

を行い、結果を公表するとしておるところでもあります。

以上、行政改革大綱策定スケジュール、フロー図、加美町行政改革大綱、加美町行政改革推進委員会の答申を調査いたしました。効果を上げるためには行政改革の強力な推進及び推進管理が重要であり、これまで実施してきた事務事業を適切に分析、評価し、見直すとともに推進する実施項目ごとに数値目標を設定し、担当部局と連携を図りながら推進状況、検討事項、実績を把握し、定期的に推進会議を開催報告する推進体制の確立が必要でもあり、行政改革は社会情勢の変化等に応じた見直しを常に心がける必要があります。住民と協働し、首長のリーダーシップのもとに、危機意識と改革意識を首長と職員が共有して取り組んでいくことが重要である。

行政改革の一端を担う議会としても、これまで以上に議会内部の活性化を図りながら、町民各位に議会活動の現状を御理解願うとともに、行政執行の監視、監督を厳しく行い、行政サービスの低下を起こさないようまちづくりに最大の努力を傾注する所存である。

2) 建設計画に基づいた事業推進について

新町建設計画は、合併後のまちづくりの基本指針と将来像を定め、これを実現していくための施策と財政の見直しを示すもので、合併の特例を受けるための計画書でもある。

合併後の建設計画・財政計画の進捗状況について、事業費ベースで計画に対し平成15年度から平成17年度の実施見込みを対比すると、進捗状況は全体で78.0%である。施策区分ごとに対比すると、「交流ふれあい」事業は46.6%で主な要因は道路整備事業の予算が削減されていることである。「環境・衛生」は64.3%で、消防施設整備の計画は計画どおり整備しているものの、下水道事業の予算が削減されていることにある。「教育文化」は108.1%でほぼ計画どおりに進んでいる。「保健・医療・福祉」は124.4%で、主な要因は保育所統合整備事業が進んだことによるものである。「産業・経済」は75.9%で、主な要因は地域産業支援施設整備や産業基盤整備等の予算が削減されていることにある。「住民主導のまちづくり」は57.8%で地区活動拠点の整備等の予算が削減されていることにある。「行財政改革」は120.4%で、イントラネット整備が進んだことによるものである。

また、普通会計ベースで計画に対し平成15年度から平成17年度の決算見込みの収入の状況を対比すると、平成15年度で7億5,700万円の減、平成16年度で7億3,000万円の減、平成17年度で11億8,900万円の減の状況である。それぞれ町税、地方税、地方債等の収入減によるものである。要因としては、長引く景気の低迷や少子高齢化の進展、国の三位一体改革の推進により国、地方を通じた厳しい財政状況に影響したものであり、このことは歳出総額に相対するもので普通建設事業費に大きく影響を与えた建設計画に基づいた事業が進まなかった要因と考えられる。

加美町のまちづくりは、新町建設計画におけるまちづくりの考え方を継続し、平成16年度に策定され

た加美町総合計画を基本に進められることとなりますが、これらの状況を認識の上、分権型社会システムへの転換、住民ニーズの高度化・多様化など社会情勢の変化に適切に対応することが求められることと、さらに新庁舎建設検討委員会は建設を是とすることで進んでおり、それらを踏まえた行政改革の一層の推進に経常経費の抑制と投資的経費の確保を図り、事業効果、妥当性、緊急性などの施策・事業の優先度を明確にした事業の展開と均衡ある発展・整備のバランスを考慮した事業の推進に期待するものであります。

以上、総務建設常任委員会の所管事務調査といたします。

よろしくお願いたします。

議長（米澤秋男君） 調査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これにて総務建設常任委員会の所管事務調査の結果報告を終了いたします。

次に、教育民生常任委員長から調査結果報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長近藤義次君、御登壇願います。

〔教育民生常任委員長 近藤義次君 登壇〕

教育民生常任委員長（近藤義次君） 教育民生常任委員会調査事件、教育環境の整備についてでございます。

調査の経過につきましては、表記のとおりであります。8回の委員会を開きまして、結論を出したわけでございます。

調査結果を読み上げて報告にかえたいと思います。

耐震診断の結果、不適格施設と判明した中新田中学校について、生徒や保護者に不安を与えてしまったことは遺憾であるが、その後、学年棟の使用を禁止、また、仮教室の設置、さらに文部科学省の補助採択と早急に対応されたことは評価するものでございます。今後の校舎建設については、短時間であるが学校関係者、または保護者らと十分に検討され、義務教育を終える学舎としてふさわしい校舎が建設されるよう強く望むものでございます。

小学校児童数が減少傾向にあり、児童がその個性と能力を十分に発揮できるよう、適正規模にあった学校の再編が必要であることが過疎計画にも記載されているが、そのような中、西小野田小学校漆沢分校の閉校について、地区民みずから分校廃止を決断したことは子供たちの将来を考えた上でも英断であったと思われるのでございます。ただ、これまで漆沢分校を中心とした地域のコミュニティを損なうことなく、跡地利用については地区民と協議しながら十分に考慮されるようお願い申し上げたいと思うの

でございます。

また、学校の再編につきましては、保護者や地区民に検討する機会の場を設けるなど、今後も推進していく必要があると思われるのでございます。

幼児教育につきましては、中新田地区では私立幼稚園に依存するところが大きく、町や教育委員会からの情報提供を実施し、私立幼稚園との連携を図っていただきたいと思うのでございます。

各学校長から老朽化により破損したプールの改修や、体育館の改修などの要望が出ており、過疎計画にも記載されていることから、子供たちの教育環境の整備として早急に対応すべきと思われるのでございます。

また、オープンスペース校の鳴瀬小学校につきましても、学校関係者から施設の構造的な問題により改修の要望があったのでございます。学級単位で仕切られた教室とは異なり、教員らにも戸惑いがあると思われませんが、もう一度オープンスペースの利点を生かした教育方法を再認識し、将来を担う子供たちに指導していただきたいと思うのでございます。

以上、調査結果を御報告申し上げます。終わります。

議長（米澤秋男君） 調査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これにて、教育民生常任委員会の所管事務調査の結果報告を終了いたします。

日程第19 所管事務調査の中間報告について

議長（米澤秋男君） 日程第19、所管事務調査の中間報告についてを議題といたします。

産業経済常任委員長から所管事務調査の中間報告をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり、報告を許可したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。したがって、産業経済常任委員会の所管事務調査の中間報告を許可することに決定しました。

産業経済常任委員長の発言を許します。産業経済常任委員長佐藤善一君、御登壇願います。

〔産業経済常任委員長 佐藤善一君 登壇〕

産業経済常任委員長（佐藤善一君） 平成17年第2回定例会におきまして、閉会中の継続調査の議決を得た事件につきまして、産業経済常任委員会より現在における調査の結果を報告いたします。

産業経済常任委員会中間報告書

調査事件は、資源循環型地域経済の構築について

調査目的は、従来のライフスタイルや価値観を見直し、環境と経済とが統合され、環境と調和した質の高い生活を将来に引き継ぎ、元気の出る経済を実現するため、循環型経済システムを構築しながら、地域産業の創出を急がなければならないとし、調査期間は、平成17年7月15日から平成18年2月27日までの期間の報告といたします。

調査の経過であります。お手元に印刷して配付のとおりでありますので、お目通し願いたいと思います。

5ページ目をごらんになっていただきます。

調査結果について申し上げます。

まず、林業の振興についてであります。初めに森林空間活用施設整備事業について申し上げます。

第1回委員会におきまして、現地視察を行った。荒沢自然館と一体的に管理運営を行い、さらに薬菜施設と連携させた相乗効果により、誘客機能の構築を図ることが大事である。アクセス道路の整備と施設のPRが重要であり、防災・不法投棄にも配慮が必要である。

次に、林業施業計画であります。これまで旧町単位での計画を平成16年度に一本化、及び森林施業計画の策定を行っている。良好な木材を安定的に生産できるように適正な保育間伐の実施を行い、環境保全・豊かな資源を長期にわたり維持することが重要である。

次に、山村交流推進事業であります。

交流資源を活用した山村交流促進基本構想が策定されたが、グリーンツーリズムにしろ多様な観光資源と連携した受入れ組織の育成支援がまず必要と考える。

次に、木質バイオマス資源活用施設整備計画について申し上げます。

真新しい事業であることから、2回にわたって先進地視察を行った。産業や環境問題の観点から事業導入は必要である。年度末の実証試験の結果をもとに施設計画をつくり、平成21年度内の事業化を目指していますが、材料収集方法の確保やガス化システムの規模、コスト面など問題点が多い。必要発電量にとらわれず、実証実験を十分行い、腰を据えて検討すべきである。

続きまして、農業の振興についてであります。

まず、初めに地産地消学校給食等食材供給推進についてであります。小中学校の利用供給額は前年度対比では伸びており、地場産品の学校給食への導入推進が食育の推進の一助になっていると思う。さらに、私立幼稚園や全地区福祉施設にも広めるため、供給側となる生産者団体、生産農家及び商工会などの話し合いにより、地区間交流システムを確立し、地域食材供給による地産地消の拡大と、安全な食の

供給は、資源循環型の経済から一層の推進が望まれる。

次に、土づくりセンター整備計画について申し上げます。

第2回委員会において、土づくりセンターの進捗状況について説明を求めた。建設候補地を4カ所から2カ所に絞り込み協議を進めているとの説明であった。両候補地とも原料搬入路線等観光地に隣接しており、環境面での問題が多いという意見が相次いだ。計画の概要がまとまったことを受け、第5回委員会を開いた。建設候補地が前回と同じであることからして、また特に地域住民と違って観光客には一度風評被害を受けると、取り返しがつかないことからして、委員会としては建設場所の再考と全員協議会等での計画説明を申し入れた。

第6回委員会では、その後の経過説明を受け、旧大崎西部家畜市場跡地を建設候補地として進めているとの報告があった。委員会としては、利用者にとって中央に位置し、比較的規模の大きい1カ所建設はコスト面からも、また生産だけでなく販売流通を考えると適地であり、もともとこの地は畜産関係の施設であり、手を加えると使用できる施設もあることからして、隣接住民の理解を得るなら、旧大崎西部家畜市場跡地が妥当ではないかという全会一致に至ったのであります。

現在、長清水地区を建設候補として進めているが、この施設は資源循環型農業推進にとってはなくてはならないものであり、その気運醸成を高め、建設を貫く説得力ある理念を持って、腹を据えて取り組むよう望む。なお、製品利用による食味の研究を通した有利販売など農家の意欲を引き出す仕組みも大切かと思われる。

次に、農業経営安定対策についてであります。平成19年度から経営安定対策については、関係機関との協議や経営体育成講座、集落説明会を行っている。集落によっては、担い手にバラツキがあり、担い手要件に不安が広がっている。認定農家の掘り起こしと農地集積への貸手に対する支援が必要と思われる。担い手対策は古くて新しい課題だが、今日ほど目に見える形での成果を求められることはない。今後とも集落座談会等を開いて、その対策の周知徹底を図り、農業経営のプロだけでなく地域で新しい仕事を生み出せるような人材の育成と農地資源を守る施策が望まれる。

最後に、今回特に土づくりセンターについては建設場所を巡る議論が高まっており、このことは所管事項であることからして、ここで中間報告をすべきと判断した。なお、土づくりセンター整備事業及び経営安定対策などにつきましては、これからが正念場であり、引き続き調査することにいたしました。

以上、産業経済常任委員会より中間報告といたします。

議長（米澤秋男君） 中間報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これにて所管事務調査の中間報告を終了いたします。

日程第20 閉会中の継続調査について

議長（米澤秋男君） 日程第20、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長、新庁舎建設調査特別委員長、鳴子町向山地区産業廃棄物処理施設調査特別委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員長福島久義君より行財政改革の推進状況について、生活基盤の整備状況について調査が必要なため、教育民生常任委員長近藤義次君より少子高齢化等に伴う保健及び福祉体制の充実について調査が必要なため、請願第2号加美町の野球施設に関する請願書について結論が出ないため、産業経済常任委員長佐藤善一君より資源循環型地域経済の構築について結論が出ないため、議会運営委員会委員長米木正二君より議会の活性化について結論が出ないため、新庁舎建設調査特別委員長下山孝雄君より加美町の新庁舎建設に関する事項について結論が出ないため、鳴子町向山地区産業廃棄物処理施設に関する調査特別委員長尾形 勝君より鳴子町向山地区に建設予定の産業廃棄物処理施設に関する事項について結論が出ないため、以上6委員会から閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査・審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて議了いたしました。

お諮りします。本定例会の会期は3月17日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成18年加美町議会第1回定例会を閉会いたします。

以上、平成18年加美町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時33分 閉会

上記会議の経過は、事務局長澤口 信が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年3月15日

加美町議会議長 米 澤 秋 男

署 名 議 員 佐 藤 澄 男

署 名 議 員 福 島 久 義